

## 財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和元年12月27日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

令和2年2月13日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

教（管）第 330 号  
令和 2 年 1 月 31 日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

山形市教育委員会財政援助団体等の監査結果についての措置状況（通知）

令和元年 12 月 27 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課等名	監査の結果	措置状況
子ども育成ボランティア・山形 学校教育課	(指摘事項) 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。  1 会計経理事務において、給与及び講師謝礼から源泉徴収していなかった。(子ども育成ボランティア・山形)	1 山形税務署に相談の上、1 月分から源泉徴収を行っております。